

雲仙市監査委員告示第3号

令和元年11月20日付け31雲監第73号における監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年11月12日

雲仙市監査委員 山田義雄  
雲仙市監査委員 渡辺勝美

2雲人第794号  
令和2年11月5日

雲仙市監査委員 山田 義雄 様  
雲仙市監査委員 渡辺 勝美 様

雲仙市長 金澤 秀三郎

### 地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

令和元年11月20日付け31雲監第73号における監査結果の報告について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

#### 記

##### 1. 監査報告（意見）

今回の監査テーマである、業務委託契約事務については、概ね適正に処理されていたものの、書類審査や担当課ヒアリングの中で、一部不適切または改善を要すると思われる事項や事務処理も見られたので、以下の各項目について、検討、改善されたい。

###### （1）雲仙市契約規則について

契約を行う場合、基本として遵守すべきものが契約規則であり、規則には、契約の手続、契約の締結及び契約の履行等について規定している。

競争入札については、規則どおりの処理がなされていたが、随意契約においては、規則第20条に規定する予定価格調査の作成、第20条の2に規定する公表、第33条に規定する履行の届出及び第36条に規定する検査並びに検査（検収）調査の作成など、規則に従っていない事務処理をしている契約が多くあり、特に、職員個人の恣意的な判断により、契約検査課等に取扱いを確認することなく、契約規則を逸脱した事務処理を行っている部署も見られた。

契約には様々な種類、内容があり、その全てについて同一の規定で処理することは困難であると思われるが、契約の実態を調査したうえで、少なくとも規定を逸脱することのないよう、規則の整備を図られたい。

また、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に定める手続きについて規定している規則第20条の2等、不備があると思われる条文について

も、確認のうえ併せて整備されたい。

なお、競争入札案件及び契約金額50万円以上の随意契約案件については、全て公表する取扱いとされているものの、公共工事関係の案件以外は、関係規則等において公表を義務づけられていないため、規則で明確に規定する必要がないか、検討されたい。

## (2) 入札・契約情報システムについて

雲仙市では、入札契約業務に係る業者情報管理システムおよび入札契約情報管理の事務効率向上を図るために、入札・契約情報システム（以下「システム」という。）を導入されており、入札契約事務の全ての契約について、原則としてシステムを活用することとされている。

しかしながら、システムを使用することが却って事務の非効率となるような少額の契約の場合等はともかく、使用しない明確な理由がない契約について、独自の様式による起案等を行っていたり、入力すべき箇所（検査欄や支払い欄等）が未入力となっているものが多く見られた。

競争入札については、必ず使用しなければ入札事務ができないが、随意契約においても、システムを使用することで入札契約事務のルーチン化が図られ、事務効率が向上するとともに、契約の事務処理に必要な起案文書等の帳票も出力でき、作成漏れの防止も図られると思料するので、少額の契約等を除き、システムを使用して契約事務を行うよう、また、システムへの入力漏れをなくし、工事や業務等の台帳として機能させるよう、徹底されたい。

なお、執行伺に添付すべきチェックリストは、ダブルチェックとなっていいるが、総括確認者（班長以上）が確認者と同一職員となっていたり、総括確認者のチェックが乱雑で本当に書類を確認してチェックを行っているか疑問なものも見られた。チェック項目は、契約事務を起工するにあたり、全て重要な項目であるので、チェックの重要性について、再度周知、徹底を図られたい。

## (3) 随意契約について

随意契約のうち、1者見積による随意契約については、前述のとおり、施設設備の管理・保守や設置業者等、どうしても他者（社）との契約が困難で、やむを得ないものがほとんどであるが、他の自治体の同種業務等の調査や他者（社）に対する見積依頼などにより、業者の言い値にならないよう、適正な価格による契約を締結されたい。

## (4) 契約締結伺等について

契約の締結伺は、雲仙市事務決裁規程等により、決裁区分及び契約検査課等への合議が規定されているものの、提出された契約関係資料の中で、決裁区分の間違いが散見され、決裁権者の誤りや合議が必要なものについての合議漏れが見られた。

決裁は、市が意思決定を行ううえで、欠かすことのできないものであって、決裁区分を誤った場合、本来決裁すべき役職者の権限や責任を無視するものであり、チェック漏れ等による事務処理の誤りにつながる恐れがある。

今後、契約事務はもとより、全ての決裁及び合議について、事務決裁規程等に則った事務処理となるよう、改善を図られたい。

## (5) 支出の方法（概算払、前金払）について

概算払や前金払は、雲仙市会計規則に規定されている、正当な支払い方法であるが、どちらもその適用には十分留意し、特に、前金払については、前金で支払うべき必要性が低いと思われるものも見られたので、今後両支払方法については、改めてその必要性を十分検証されたい。

#### (6) 履行確認と費用対効果の評価について

公費として支出する以上、支出金額に見合う履行ができているか、どの程度の効果があったのか等について、必ず評価する必要がある。また、当該評価については、文書化することにより、担当者が異動しても事務、事業の更なる向上が見られると思料するので、積極的な評価を行うとともに、可能な限り文書化するよう努められたい。

## 2. 措置の状況

指摘事項	措置状況
(1) 雲仙市契約規則について	
契約規則を逸脱した事務処理を行っている部署も見られた。契約の実態を調査したうえで、少なくとも規定を逸脱することのないよう、規則の整備を図られたい。	契約手続きに係る事務処理については、全庁的な実態の把握に努め、規則等に則った処理を行うよう周知を図ります。
施行令第167条の2第1項第3号及び第4号では、「規則で定める手続により受ける契約をするとき。」と規定されており、契約前の手續が必要ではないか。規則では契約後の手續のみ規定している。	契約規則が施行令で規定されたものとはなっていないため、契約前の手續を踏むよう契約規則を改正します。
競争入札案件及び契約金額50万円以上の随意契約案件については、全て公表する取扱いとされているものの、公共工事の案件以外は、関係規則等において公表を義務づけられていないため、規則で明確に規定する必要がないか検討されたい。	市における随意契約手続の一層の透明性を確保するため、平成24年4月以降に随意契約により契約したもので、契約書又は請書が作成されたものを対象に各窓口にて公表するよう内規を定め、平成25年4月からはその対象を50万円以上と改めてきたところです。今後は、規則による制定の必要性について検討します。
(2) 入札・契約情報システムについて	
入札契約事務の全ての契約について、原則としてシステムを活用することとされている。 競争入札については、必ず使用しなければ入札事務ができないが、随意契約においてもシステムを使用することで、事務効率が向上するとともに、作	入札契約情報システムは、契約事務を補助するシステムと考えており、現在、全ての随意契約について、活用している状況にはないため、少額の契約等でシステム活用が非効率な場合を除き、システムの活用をするよう周知を図ります。

<p>成漏れの防止も図られると思料するので、少額の契約等を除き、システムを使用して契約事務を行うよう徹底されたい。</p>	
<p>執行伺に添付すべきチェックリストのチェックが乱雑で本当に書類を確認してチェックを行っているのか疑問なものも見られた。チェックの重要性について、再度周知、徹底を図られたい。</p>	<p>チェック項目は重要な項目であるため、適正な執行チェックがなされるよう周知を図ります。</p>
<p>(3) 隨意契約について</p> <p>随意契約について、他の自治体の同種業務等の調査や他者（社）に対する見積依頼などにより、業者の言い値にならないよう、適正な価格による契約を締結されたい。</p>	<p>競争入札を原則とする契約において、例外方式の随意契約の採用においては、契約内容等を比較検討し、市として最も有利となる条件によって契約を締結するよう、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 契約締結伺等について</p> <p>契約の締結伺は、雲仙市事務決裁規程等により、決裁区分及び契約検査課等への合議が規定されているものの、提出された契約関係資料の中で、決裁区分の間違いが散見され、決裁権者の誤りや合議が必要なものについての合議漏れが見られた。決裁は、市が意思決定を行ううえで、欠かすことのできないものであって、決裁区分を誤った場合、本来決裁すべき役職者の権限や責任を無視するものであり、チェック漏れ等による事務処理の誤りに繋がる恐れがある。今後、契約事務はもとより、全ての決裁及び合議について、事務決裁規程等に則った事務処理となるよう、改善を図られたい。</p>	<p>時宜をとらえて、事務決裁規程の内容及び事務決裁規程に則った事務の遂行について周知を行います。</p>
<p>(5) 支出の方法（概算払、前金払）について</p> <p>概算払や前金払は、雲仙市会計規則に規定されている、正当な支払い方法であるが、どちらもその適用には十分留意し、特に、前金払については、前金で支払うべき必要性が低いと思われるものも見られたので、今後両支払方法については、改めてその必要性を十分検証されたい。</p>	<p>平成30年度コクホ・ライン保守業務委託料の支払方法について、当該業務は通年業務であるが、平成31年3月20日付けの請求日で、同月28日に前金払にて支払いを行っている。この件については、指摘の前金払で支払うべき必要性が低いと思われるものであると考え、受託者と協議を行い、翌年</p>

	度以降の支出の方法については、業務完了日後に請求を受け付け、通常支出の例により支払いを行うこととした。
<b>(6) 履行確認と費用対効果の評価について</b>	
公費として支出する以上、支出金額に見合う履行ができているか、どの程度の効果があったのか等について、必ず評価する必要がある。また、当該評価については、文書化することにより、担当者が異動しても事務、事業の更なる向上が見られると思料するので、積極的な評価を行うとともに、可能な限り文書化するよう努められたい。	市では、毎年度事業ごとにP D C Aサイクルを繰り返し実施することにより進捗管理を行っていますが、既存の事業P D C Aシートを活用した費用対効果の評価を行うことができないか関係課と協議を行います。

なお、今後も契約事務については、継続して検討を行い、適切な契約事務に努める。